

ワーキンググループ(案)について

○目 的

荒川太郎右衛門地区自然再生事業については、平成 18 年 5 月にとりまとめた「自然再生全体構想」にもとづき、現在、荒川上流河川事務所が「当面の実施者」となり、実施計画原案の策定作業を進めているところです。

本事業の実施計画原案に盛り込まれる「維持管理」に係る分野については、樹林や湿地の日常的な管理方法、環境学習や安全利用など分野が多岐にわたることが予想され、また、実際に「維持管理」を行うにあたっては、河川管理者である荒川上流河川事務所のほか、埼玉県、沿川自治体、NPO や地元住民の方々など多様な参画が期待されます。

このため、「維持管理」に係る分野については、原案策定の作業段階において、協議会委員の幅広い意見を伺いながら作業を進めていくことが、より実効性の高い原案づくりに有効であるとの考えから、荒川上流河川事務所と協議会委員が一緒に作業・検討する場としてワーキンググループを新たに設置するものです。

○進め方

- ・ワーキンググループは、実施計画原案の「維持管理」にかかる事項を念頭に、どのような内容を具体的に盛り込んでいくかについて議論します。会議に必要な資料の作成やとりまとめは、荒川上流河川事務所が行います。
- ・ワーキンググループには、協議会委員は誰でも参加することができます。参加人数が多い場合や、検討する内容によっては、いくつかの班に分けて議論するなど柔軟に進めていきます。
- ・ワーキンググループでいただいた意見は、荒川上流河川事務所が実施計画原案に反映させ、運営委員会を経て、協議会に諮ります。